

**令和5年**  
**公認会計士論文式試験**  
**【解答速報】**  
**民 法**  
**第5問・第6問**

本解答は令和5年8月24日15時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成・提供しており、試験機関による本試験結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

第5問 答案用紙<1>  
(民法)

問題番号を明記の上、解答しなさい。

<b>問題 1</b>
1. Aは、甲土地をBから譲り受けているが、AB間の契約は $\alpha$ 債権を担保する目的でなされているから、譲渡担保契約である。譲渡担保の実質は債権担保であるから、債権者は担保権を取得するに過ぎず、所有権は設定者Bに留保されると解される(担保権的構成)。Bが期限までに $\alpha$ 債務を弁済しなかったときは、Aは甲土地を第三者に譲渡しその売却代金を $\alpha$ 債務の弁済に充てることが約されているため、Aは、弁済期が到来した時点から、甲土地について譲渡担保権を自由に実行し得る。もっとも、譲渡担保においても、債権が満足を受け得るのであれば、一定の時点までは設定者に目的物の所有権を取り戻す権利(受戻権)を認めてもよいと解される。それでは、譲渡担保権設定者の受戻権はいつまで存続するのか、仮登記担保とは異なり明文規定がないため問題となる。
2. この点、受戻権は、実行通知により担保目的物の所有権を債権者が確定的に取得する譲渡担保権において、債権者に不都合がない場合に限り恩恵的に与えられているにすぎない。そこで、債務者が弁済期に債務の弁済をしない場合、債権者は、帰属清算型か処分清算型かを問わず、目的物を処分する権能を取得し、債権者がこの権能に基づいて目的物を第三者に譲渡したときは、第三者は目的物の所有権を確定的に取得するから、債務者は残債務を弁済して目的物を取り戻すことはできなくなると解する(判例)。そして、第三者がいわゆる背信的悪意者であっても、この結論は異ならないと解する(判例)。このように解しないと、権利関係の確定しない状態が続き妥当でないからである。
3. 本問では、Bが弁済期を過ぎても $\alpha$ 債務の弁済をしなかったことを知ったCは、かねてよりBに恨みを抱いており、Bが甲土地を取り戻すのを妨げる目的で、Aに同地の譲渡を持ちかけている背信的悪意者である。しかし、Aが甲土地をCに譲渡したことによって、Cは甲土地の所有権を確定的に取得するため、Bの受戻権は消滅している。よって、BのCに対する所有権移転登記請求は認められない。

第5問 答案用紙<2>  
(民法)

<b>問題2</b>
1. AのBに対する1000万円のα債権は、弁済日である2020年10月31日から起算して、5年の消滅時効期間が経過している。したがって、この間、時効の完成猶予又は更新事由(147条以下)が生じていなければ、消滅時効が完成し(166条1項1号)、Bはα債務の消滅時効を援用することができ(145条)、Bの主張は認められるのが原則である。
しかし、Bは、Aに対し、α債務の消滅時効の完成後に、800万円への減額及び分割での弁済を申し入れて、支払猶予の申入れ(債務承認行為)をしている。
本問では、Bが消滅時効完成を知らずながら上記行為をした場合には、時効利益の放棄にあたり、改めて消滅時効を援用することはできない。
それでは、Bが時効の完成を知らず上記行為をした場合は、改めて消滅時効を援用することができるのだろうか。時効の完成を知らずになされた債務承認行為の効果について、明文規定がないため問題となる。
2. この点、時効完成後になされた債務承認行為は、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方は、債務者はもはや時効を援用しない趣旨であるとの期待を抱くのが通常である。そこで、そのような相手方の期待を保護するため、時効完成後に債務承認行為がなされた場合は、たとえ債務者が時効の完成を知らずになした場合であっても、信義則上(1条2項)、時効の援用は認められないと解する(判例)。
3. 本問では、Bがなした支払猶予の申入れは、Bが消滅時効の完成を知っていた場合はもとより、時効完成を知らなかった場合でも、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であるから、信義則上、Bが改めて消滅時効を援用することは認められない。よって、Bの主張は認められない。

第6問 答案用紙<1>  
(民 法)

問題番号を明記の上、解答しなさい。

<b>問題 1</b>	1. (1)について
	<p>BのAに対する請求は、Aの履行遅滞を理由とする損害賠償請求であると考えられる(412条1項, 415条1項)。債務者は、弁済の提供をすれば履行遅滞を理由とする責任を負わない(492条)。弁済の提供の方法について、債権者が受領を予め拒む場合は、債務者は弁済の準備をしたことを通知してその受領を催告(口頭の提供)すれば足りる(493条ただし書)。しかし、本問ではAは口頭の提供を行っていない。それでは、本問のようにBの受領拒絶の意思が明白な場合にも、口頭の提供をしなければならないのだろうか。</p> <p>この点、債権者の予めなされた受領拒絶の意思が強固な場合には、493条ただし書は適用されず、口頭の提供をしなくとも、債務不履行責任を免れると解する(判例)。同条が口頭の提供を必要とした趣旨は、それにより債権者の翻意を期待したからにほかならない。よって、債権者の受領拒絶の意思が強固で翻意の見込みがない場合には、口頭の提供を要求しても無意味だからである。</p> <p>本問では、AはBに翻意を促したが、受領拒絶の意思が強固であり、翻意の見込みがないとみることができる。したがって、Aは口頭の提供をしなくても債務不履行責任を負わず、Bの請求を拒むことができる。</p>
	2. (2)について
	<p>(1)を踏まえると、Aが口頭の提供をしなくとも、Bが履行期において甲の受領を拒んだことにより受領遅滞(413条)が成立する。この受領遅滞の効果については413条以下に規定されているが、債務者の解除権についての規定はない。</p> <p>この点、受領遅滞を債権者の受領義務違反に基づく規定と捉えて解除権(541条)を肯定する見解もある。しかし、債権者は目的物の引渡しを求める権利のみを有し、受領義務まで負うものではなく、また、413条も受領遅滞の成立につき債権者の帰責性を問題としていない。したがって、受領遅滞は、誠実な債務者を保管義務等から解放し、当事者間の利害を公平に調整するための法定の責任であると解する。このように解すると、受領遅滞の効果は、法定のものに限られ(413条, 413条の2)、債務者による解除権は認められない。</p> <p>以上より、Aに解除権は認められず、本件売買契約を解除することができない。なお、本件売買契約において、特約又は信義則に基づき、Bに受領義務が認められる場合には、Aは債務不履行を理由に直ちに本件売買契約を解除できるとする余地がある(541条, 542条1項2号)。</p>

第6問 答案用紙<2>  
(民 法)

問題2

1. 解除に関する主張の当否について

Bは、特定物たる甲が滅失したことで、Aの引渡債務の「全部の履行が不能」(542条1項1号)であることを理由に、本件売買契約の解除を主張していると考えられるが、この主張は正当か。

AはBの住所地において甲の現実の提供をしたものの、Bがその引取りを拒んだことにより受領遅滞(413条)が成立しており、その後、Aの引渡債務が履行不能となっている。

債権者の受領遅滞後、当事者双方の責めに帰することができない事由によって履行不能が生じた場合は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる(413条の2第2項)。そして、履行不能が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は542条1項1号による契約の解除をすることができない(543条)。

本問では、債権者Bによる受領遅滞後に、債務者Aの引渡債務は、隣人の火の不始末という当事者双方の責めに帰することができない事由により履行不能となっているので、Bの解除の主張は不当である。

2. 代金支払請求の当否について

Aは、上述のようにBによる解除は認められず、Bの代金支払債務は依然として存続することを理由にBに対して代金の支払を求めていると考えられる。この場合のAの主張は正当か。

この点は、危険負担の問題として処理され、債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない(536条2項前段)。

したがって、Aによる代金支払請求の主張は正当であり、Bは代金支払債務の履行を拒むことができない。

# 令和5年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリの中(速報)

## 民法の的中問題をご紹介します！

### ■令和5年論文式試験 選択科目(民法) 第6問 問題1・問題2

#### 第6問 (50点)

Aが所有する美術品甲をBに売却する旨の売買契約(以下、「本件売買契約」という。)が、2023年4月末日に締結された(売買代金100万円、履行期は同年6月末日とされ、同日にAがBの住所地に甲を持参して、売買代金の支払と引換えに引き渡す旨が定められた。)

これを前提に、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、 **問題1** 及び **問題2** は、それぞれ独立した問いである。

**問題1** 本件売買契約の締結後間もなくして、BはAに対して、「代金額を50万円に値引きしてほしい。それ以上支払うつもりはなく、応じなければ甲を引き取らない。」と一方的に通告した。甲は本件売買契約に適合している上、経済事情の変動等も生じていないため、AはBに翻意を促したが、Bは頑なに上記の要求に固執し、履行期が到来しても全く態度を改めようとはしなかった。そのため、Aは甲をBの住所地に持参しないで行ったところ、同年7月7日、Bから「50万円を支払う用意はできているため、甲の引渡し及び引渡しがあるまでの遅延損害金の賠償を求める。」との連絡があった。

- (1) AはBの請求を拒むことができるか。
- (2) Aは直ちに本件売買契約を解除することができるか。

**問題2** Aは履行期にBの住所地まで甲を持参したが、Bは甲の管理態勢がまだ整っていないとして引取りを拒んだため、やむなくAは甲を持ち帰って倉庫に搬入した。ところが、隣人の火の不始末によって発生した火災により倉庫が延焼し、甲は著しく損傷して修復できない状態となった。そこで、BはAに対して本件売買契約を解除する旨を通知したが、Aは解除の効力を争って、Bに対して売買代金の支払を求めた。

A及びBの主張の当否について論じなさい。



## ■資格の大原 2023 年合格目標論文応用演習 第3回 民法 第1問

中古車の販売業者であるAは、2023年4月10日、Bとの間で、X車を100万円で売却する契約(以下、「本件契約」という。)を締結した。その際、同年4月15日の引渡日においてAがB宅にX車を持参する旨及び同年4月30日にBがAに対して代金を支払う旨の合意がなされた。Aは引渡期日において、X車をB宅に持参したが、Bは、駐車場が確保できなかったとして、受け取りを拒絶した。そこで、Aはやむを得ずX車を持ち帰ることとなった。以上の事実をもとに、以下の各問題に答えなさい。なお、各問題及び各小問はそれぞれ独立した問題とする。

**問題 1** その後、Aは新たな売却先が見つかったとして、2023年4月25日に、本件契約を解除することができるか。

**問題 2** **問 1** 代金支払日が到来し、Aは改めてB宅にX車を持参したが、それでもBは受け取りを拒絶し、代金を支払わなかった。その後、Aは本件契約を解除することができるか。

**問 2** AがX車を自己の店舗で保管中、2023年4月25日にX車が滅失してしまった場合、BはAからの代金支払請求を拒むことができるか。以下の各場合について論じなさい。

- (1) Aは、自己が所有する販売展示中の他の車については、屋根付きの駐車場に保管していたが、X車については屋根のない駐車場に放置していたため、X車が落雷により焼失した場合。
- (2) Aは、自己が所有する販売展示中の車と同様、X車についても屋根付きの駐車場に保管していたが、落雷により屋根付きの駐車場そのものが焼失し、X車も含めて保管されていた車全てが焼失した場合。